

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|------------------|------|--|-------------------------------------|-----------------|
| 3年-6 (3.2.25) | 危機管理 | <p>新型コロナウィルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の県民への説明を求めることについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>昨年からの新型コロナウィルス感染症の拡大により、原子力災害時の新たな対策が必要とされ、内閣府で「新型コロナウィルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」が作成された。そこには、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められると記載されている。一時集結所・避難する際のバスや福祉車両内等・安定ヨウ素剤の緊急配布場所・避難所や屋内退避時等の対応として放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本としながら、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとしている。</p> <p>しかし、被ばくを避ける行動と感染症を防ぐ行動には相反することを要請される場合があり、その具体的な方法と根拠について住民が理解するためには、丁寧な説明が必要と考えられる。特に感染防止対策としての換気（窓を全開にする）について、誰が判断するのか、その判断基準は何か、誰が実際に窓を開閉するのか、その指示をどのようにして伝えるのか、現場の空間線量をどのようにして測るのか等、わかりやすい説明が必要である。</p> <p>さらに、バス等の乗車人数の制限・避難所での空間の取り方などが変更されることから、コロナ禍においては、</p> | <p>原子力防災を考える県民の会 代表 山 中 幸 子</p> | 不採択 (3.3.26) |

本会議(R3.3.26)委員長報告**会議録暫定版**

現在、県では新型コロナウィルス感染症下における原子力災害時の住民避難について、昨年10月の原子力防災訓練結果の検証を行っており、その成果や国のガイドラインに基づく感染症流行下における原子力災害対策を反映した地域防災計画及び避難計画の修正作業を進めているところです。

その上で、県民の理解と正しい知識の習得が進むよう、米子市、境港市等と連携した説明会の実施やホームページ、ケーブルテレビ、原子力防災ハンドブック等の各種媒体を活用した情報発信を既に一部実施していること。

よって、不採択と決定いたしました。

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>これまでの想定以上の車両台数や避難場所の確保が必要になる。予定していた避難所が変更になることも考えられ、事前に住民への説明が必要である。</p> <p>以上の観点より、鳥取県には、対策を整理して住民にわかりやすく伝えることを求める。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県当局において、新型コロナウィルス感染症等流行下における具体的な原子力災害対策について、住民説明会の実施及び「原子力防災ハンドブック」に記載すること等、住民にわかりやすく説明すること。</p> | | |
|--|---|--|--|